

庁舎等維持管理業務入札参加資格要件一覧表

対象業務	対象業務の内容	資 格 要 件		
		資格要件及び関連資格の名称	根拠法令	資格の内容
清掃等業務	庁舎内外、トイレ、窓ガラス、床、照明機器等の清掃	<p>(必須資格要件) 次のいずれかを満たす者であること。 ●建築物清掃業登録</p> <p>●建築物環境衛生総合管理業登録</p> <p>(関連資格) ○建築物環境衛生管理技術者</p> <p>○医療関連サービスマーク認定</p>	<p>(必須資格要件)</p> <p>●ビル管理法第12条の2第1項第1号</p> <p>●ビル管理法第12条の2第1項第8号</p> <p>(関連資格) ○ビル管理法第7条</p> <p>○医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15</p>	<p>(必須資格要件)</p> <p>●建築物における清掃を行う事業の登録。</p> <p>●建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であって、建築物における衛生的環境の総合管理を行う事業の登録。</p> <p>(関連資格) ○特定建築物(延べ床3000㎡、学校8000㎡)における、当該特定建築物の維持管理を環境衛生上適正に行われるよう監督する者の資格で、特定建築物では、本資格を有する者を選任しなければならない。</p> <p>○病院等の院内清掃において、医療法施行規則第9条の15の基準に適合する者を認定する制度において認定を受けた者に交付される認定。</p>
防鼠防虫業務	建築物におけるねずみその他の健康を損なう動物等の防除	<p>(必須資格要件) ●建築物ねずみ昆虫等防除業登録</p> <p>(関連資格) ○毒物劇物取扱責任者</p>	<p>(必須資格要件)</p> <p>●ビル管理法第12条の2第1項第7号</p> <p>(関連資格) ○毒物及び劇物取締法第7条</p>	<p>(必須資格要件)</p> <p>●建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせる恐れのある動物等の防除。</p> <p>(関連資格) ○害虫等防除作業のために劇毒物を使用する場合には、毒物劇物取扱責任者資格を有する者でなければならない。</p>
警備業務	庁舎等の警備業務、人的警備、機械警備	<p>(必須資格要件) 次のいずれも満たす者であること。 ●警備業法第2条第1項第1号の業務を現に行っている者 (対象施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務を行っていること。)</p> <p>●同法第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けていること。 (警備業を営むことについての都道府県公安委員会の認定)</p> <p>●この場合において県外業者にあつては、同法第9条の規定により福島県公安委員会に届出していること。 (主たる営業所の所在する都道府県以外の区域の都道府県の区域内において警備業を営む場合における当該都道府県公安委員会への届出)</p> <p>(関連資格) ○同法第40条届出 (機械警備業の届出)</p>	<p>(必須資格要件)</p> <p>●警備業法第2条第1項第1号</p> <p>●同法第4条</p> <p>●同法第9条</p> <p>(関連資格) ○同法第40条</p>	<p>(必須資格要件)</p> <p>●事務所、住宅、興業場、駐車場、遊園地等の警備業務対象施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務を業として行うこと。</p> <p>●警備業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の認定を受けなければならない。</p> <p>●主たる営業所所在の都道府県以外の都道府県の区域で警備業を行う場合には、当該都道府県公安委員会に届出をしなければならない。</p> <p>(関連資格) ○機械警備業を営む警備業者は、警備業務対象施設の所在する都道府県の区域毎に、当該都道府県公安委員会に届出をしなければならない。</p>
電気設備保全管理業務	受変電設備、特別高圧受変電設備、直流電源設備、動力盤設備、電灯盤設備、非常用自家発電機設備、監視制御設備、非常用照明予備電源装置、避雷設備等の電気設備の保全管理	<p>(必須資格要件) 次のいずれも満たす者であること。 ●第2種電気工事士(旧電気工事士)以上の資格者を1名以上配置できる者</p> <p>●第3種電気主任技術者以上の資格者を1名以上配置できる者</p> <p>(関連資格) ○電気工事業許可</p> <p>○1級電気工事施行管理技士</p> <p>○2級電気工事施工管理技士</p> <p>○蓄電池設備整備資格者講習修了者</p>	<p>(必須資格要件)</p> <p>●電気工事士法第3条第1項及び同条第2項</p> <p>●電気事業法第44条第1項</p> <p>(関連資格) ○建設業法第3条第1項</p> <p>○建設業法施行令第34条の表</p> <p>○同上</p> <p>○消防庁予防課長通知(平成4年1月24日付け消防予第11号)</p>	<p>(必須資格要件)</p> <p>●一般電気工作物の工事ができる資格。 (第1種電気工事士→自家用電気工作物で最大電力500キロワット未満の需要設備についてもできる資格。)</p> <p>●構内に設置する電圧5万ボルト未満の事業用電気工作物及び構外に設置する電圧2万5千ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用ができる資格。 (第2種電気主任技術者→構内に設置する電圧17万ボルト未満の事業用電気工作物及び構外に設置する電圧10万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用ができる第1種電気主任技術者→すべての事業用電気工作物の工事、維持及び運用ができる。)</p> <p>(関連資格) ○1件あたり500万円以上の電気工事を元請けで行うことができる業資格。</p> <p>○大規模な電気工事の施工、管理ができる資格。</p> <p>○小規模な電気工事の施工、管理ができる資格。</p> <p>○蓄電池設備に係る火災予防上必要な点検、補修ができる資格。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○特殊電気工事資格者 ○認定電気工事従事者 ○エネルギー管理士 	<ul style="list-style-type: none"> ○電気工事士法第4条の2第3項 ○電気工事士法第4条の2第4項 ○エネルギーの使用の合理化に関する法律第9条 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネオン用として設置される分電盤、主開閉器、ネオン変圧器、非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機に係る電気工事ができる。 ○電圧600ボルト以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事ができる。 ○第1種、第2種エネルギー管理指定工場において、エネルギー管理者若しくはエネルギー管理員として選任を受けることができる資格。 <p>(参考)</p> <p>第1種エネルギー管理指定工場 年度の原油換算エネルギー使用量が3000キロリットル以上として指定された工場(事業場)。</p> <p>第2種エネルギー管理指定工場 年度の原油換算エネルギー使用量が1500キロリットル以上として指定された工場(事業場)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自家用電気工作物で最大電力500キロワット未満の需要設備における600ボルト以下で使用する設備の電気工事ができる資格。
機械設備保全管理業務	ポンプ設備、給排水設備、空気調和設備、冷房設備、暖房設備、吸収式冷温水発生機、真空温水ヒーター、水泳プール循環濾過装置、空調自動制御設備等の保全管理	<p>(必須資格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2級管工事施工管理技士以上の資格者を1名以上配置できる者であること。 <p>(関連資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管工事業許可 ○エネルギー管理士 	<p>(必須資格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建設業法施行令第34条の表 <p>(関連資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設業法第3条第1項 ○エネルギーの使用の合理化に関する法律第9条 	<p>(必須資格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模な管工事の施工、管理ができる資格。(1級管工事施工管理技士→大規模な管工事及び高度な専門技術を要する建築物の施工、管理ができる資格) <p>(関連資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1件あたり500万円以上の管工事を元請けで行うことができる業資格。 ○第1種、第2種エネルギー管理指定工場において、エネルギー管理者若しくはエネルギー管理員として選任を受けることができる資格。 <p>(参考)</p> <p>第1種エネルギー管理指定工場 年度の原油換算エネルギー使用量が3000キロリットル以上として指定された工場(事業場)。</p> <p>第2種エネルギー管理指定工場 年度の原油換算エネルギー使用量が1500キロリットル以上として指定された工場(事業場)。</p>
ボイラー設備保全管理業務	ボイラー設備の保守点検管理	<p>(必須資格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ボイラー整備士を1名以上配置できる者であること。 <p>(関連資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特級ボイラー技士 ○1級ボイラー技士 ○2級ボイラー技士 ○丙種危険物取扱者 ○乙種第4類危険物取扱者 	<p>(必須資格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ボイラー及び圧力容器安全規則第35条 <p>(関連資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働安全衛生規則第69条 ○同上 ○同上 ○消防法第13条の2第1項及び同条第3項 ○同上 	<p>(必須資格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ボイラー及び第1種圧力容器の整備。 <p>(関連資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○すべてのボイラーの取扱作業主任。 ○伝熱面積500㎡未満のボイラーの取扱作業主任。 ○伝熱面積25㎡未満のボイラーの取扱作業主任。 ○ガソリン、灯油、軽油、第三石油類(重油、潤滑油及び引火点130度以上のもの)に限る。)の危険物の取扱作業可能。 ○ガソリン、アルコール類、灯油、軽油、重油、動植物性油類等の引火性液体の危険物の取扱作業可能。
電気時計設備保全管理業務	電気時計設備の保守点検管理	<p>(必須資格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第2種電気工事士(旧電気工事士)以上の資格者を1名以上配置できる者であること。 <p>(関連資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気工事業許可 ○特種電気工事資格者認定証 ○認定電気工事従事者認定証 ○旧高圧電気工事士 	<p>(必須資格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電気工事士法第3条第1項及び同条第2項 <p>(関連資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設業法第3条第1項 ○電気工事士法第4条の2第3項 ○電気工事士法第4条の2第4項 	<p>(必須資格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般電気工作物に係る電気工作物に係る工事ができる。(第1種電気工事士→自家用電気工作物で最大電力500キロワット未満の需要設備についてもできる資格。) <p>(関連資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1件あたり500万円以上の電気工事を元請けで行う場合に必要な業資格。 ○ネオン用として設置される分電盤、主開閉器、ネオン変圧器、非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機に係る電気工事ができる。 ○電圧600ボルト以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事ができる。 ○電気設備保全管理業務の資格欄参照。
電話設備等保全管理業務	デジタル電子交換機、アナログ式交換機、附属装置、電話機等の保守点検、調整出退表示設備を含む	<p>(必須資格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれも満たす者であること。 ●電気通信工事業許可 ●第1級アナログ通信工事担任者資格者(旧A I第1種工事担任者資格者)、第1級 	<p>(必須資格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建設業法第3条第1項 ●工事担任者規則第4条の表 	<p>(必須資格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1件あたり500万円以上の電気通信工事を元請けで行う場合に必要な業としての許可。 ●工事担任者資格者 第1級アナログ通信 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事及び総合デ

		デジタル通信工事担任者資格者（旧DD第1種工事担任者資格者）、総合通信工事担任者資格者（旧AI・DD総合種工事担任者資格者）（旧アナログ第1種工事担任者資格者、旧デジタル第1種工事担任者資格者、旧アナログ・デジタル総合種工事担任者資格者でも可）のうちいずれかの資格者を1名以上配置できる者		デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事監督可能。 第1級デジタル通信 デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事監督可能。（総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。） 総合通信 アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事監督可能。 旧アナログ第1種 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事監督可能。 旧デジタル第1種 デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事監督可能。 旧アナログ・デジタル総合種 アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事監督可能。
警報設備等安全管理業務	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備、避難器具、誘導灯、誘導標識、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備	（必須資格要件） 次のいずれかを満たす者であること。 ●第2種消防設備点検資格者を1名以上配置できる者 ●甲種又は乙種消防設備士の第4類・第5類及び乙種消防設備士の第7類の資格者であって、第2種電気工事士（旧電気工事士）以上の資格者又は第3種電気主任技術者以上の資格者を1名以上配置できる者（1人若しくは複数の従業員等で甲種又は乙種消防設備士第4類・第5類及び乙種消防設備士第7類かつ第2種電気工事士以上の資格者又は第3種電気主任技術者以上の資格者を充足すればよい。） （関連資格） ○消防施設工事業許可 ○旧高圧電気工事士	（必須資格要件） ●平成16消防庁告示第10号本則第2号の表 ●消防法施行規則第33条の3第1項及び同条第3項 ●電気工事士法第3条第1項及び同条第2項 ●電気事業法第44条第1項 （関連資格） ○建設業法第3条第1項	（必須資格要件） ●自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備、避難器具、誘導灯、誘導標識、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備の点検ができる。 ●甲種消防設備士（工事、点検及び整備可能） 第1類 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備 第2類 泡消火設備 第3類 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備 第4類 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災通報設備 第5類 金属製避難はしご、救助袋、緩降機 ●乙種消防設備士（点検及び整備可能） 第1類 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備 第2類 泡消火設備 第3類 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備 第4類 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災通報設備 第5類 金属製避難はしご、救助袋、緩降機 第6類 消火器 第7類 漏電火災警報器 ●電気工事士及び電気主任技術者については、電気設備安全管理業務の資格欄参照。 （関連資格） ○1件あたり500万円以上の消防施設工事を元請けで行う場合に必要な業資格。 ○電気設備安全管理業務の資格欄参照。
消火設備等安全管理業務	消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管	（必須資格要件） 次のいずれかを満たす者であること。 ●第1種消防設備点検資格者を1名以上配置できる者 ●甲種又は乙種消防設備士の第1類から第3類及び乙種消防設備士の第6類の資格者を1名以上配置できる者（1人若しくは複数の従業員等で甲種又は乙種消防設備士第1類から第3類及び乙種消防設備士第6類の資格者を充足すればよい。） （関連資格） ○消防施設工事業許可	（必須資格要件） ●平成16消防庁告示第10号本則第2号の表 ●消防法施行規則第33条の3第1項及び同条第3項 （関連資格） ○建設業法第3条第1項	（必須資格要件） ●消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管の点検ができる資格。 ●警報設備等安全管理業務の資格欄参照。 （関連資格） ○警報設備等安全管理業務の資格欄参照。
放送設備安全管理業務	放送機械設備の保守点検管理業務	（必須資格要件） ●電気通信工事業許可 （関連資格） ○消防施設工事業許可	（必須資格要件） ●建設業法第3条第1項 （関連資格） ○建設業法第3条第1項	（必須資格要件） ●電話設備等安全管理業務の資格欄参照。 （関連資格） ○警報設備等安全管理業務の資格欄参照。
昇降機設備安全管理業務	昇降機（エレベーター）設備の保守点検	（必須資格要件） ●昇降機等検査員（旧昇降機検査資格者）を1名以上配置できる者であること。	（必須資格要件） ●建築基準法施行規則第6条の6の表	（必須資格要件） ●建築基準法の規定に基づく昇降機設備の定期検査、報告を行うことができる。 ※通達（「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」の送付について（平成5年6月30日付け建設省住防発第17号）で昇降機の毎月1回程度の保守点検実施の指導があり、土木部管轄課においては、本通達による保守点検について、昇降機等検査員が行うよう指導している。）
自動ドア設備安全管理業務	自動ドア設備の保守点検	（必須資格要件） ●2級自動ドア施工技能士以上の資格者を1名以上配置できる者。	（必須資格要件） ●職業能力開発促進法施行規則別表第11の4の表	（必須資格要件） ●自動ドアの取り付け、取り外し、部品の取り付け等の作業が可能。（1級と2級で取り扱いができる自動ドアの違いはない。）
浄化槽設備安全管理業務	合併・単独浄化槽の保守点検	（必須資格要件） ●浄化槽保守点検業登録者であること。	（必須資格要件） ●福島県浄化槽保守点検業者登録条例第2条第1項福島市、郡山市及びいわき市の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条	（必須資格要件） ●福島市、郡山市及びいわき市を除く県内の区域内において浄化槽の保守点検を業として行う場合は、知事の登録を受けなければならない。福島市、郡山市及びいわき市において浄化槽の保守点検を業として行う場合には、それぞれの市の条例による市長の登録を受けなければならない。

		(関連資格) ○浄化槽管理士 ○浄化槽技術管理者 ○浄化槽清掃業許可	(関連資格) ○浄化槽法第45条第1項 ○浄化槽法第10条第2項 ○浄化槽法第35条	(関連資格) ○浄化槽の保守点検業務。(保守点検業者登録制度のない都道府県においては、本業務は本資格者でなければならない。) ○501人槽以上の浄化槽の保守点検及び清掃ができ、また、両業務の統括ができる。 ○浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。
水槽類・蓄熱槽類 設備保全管理業務	受水槽、高置水槽、蓄熱槽等及び給水管の清掃、保守点検等	(必須資格要件) ●建築物飲料水貯水槽清掃業登録者であること。 (関連資格) ○管工事業許可 ○1級管工事施工管理技士 ○2級管工事施工管理技士	(必須資格要件) ●ビル管理法第12条の2第1項第5号 (関連資格) ○建設業法第3条第1項 ○建設業法施行令第34条の表 ○建設業法施行令第34条の表	(必須資格要件) ●多数の者が利用する建築物における飲料水の貯水槽の清掃業の登録。 (関連資格) ○機械設備保全管理業務の資格欄参照。 ○同上 ○同上
冷凍機運転業務	冷房設備(冷凍機)の運転及び保守管理	(必須資格要件) ●第3種冷凍機械責任者免状以上の資格者を1名以上配置できる者であること。	(必須資格要件) ●高圧ガス保安法第29条第1項	(必須資格要件) ●(第3種冷凍機械責任者) 1日の冷凍能力が100トン未満の製造施設における製造に係る保安の責任者資格。 (第2種冷凍機械責任者) 1日の冷凍能力が300トン未満の製造施設における製造に係る保安の責任者資格。 (第1種冷凍機械責任者) すべての冷凍製造施設における製造に係る保安の責任者資格。
緑地植栽保全管理業務	樹木整枝剪定、刈り込み、除草、目土、施肥、冬囲い、消毒等	(必須資格要件) ●2級造園施工管理技士以上の資格者を1名以上配置できる者であること。 (関連資格) ○造園工事業許可 ○1・2級造園技能士	(必須資格要件) ●建設業法施行令第34条の表 (関連資格) ○建設業法第3条第1項 ○職業能力開発促進法施行規則別表第11の4の表	(必須資格要件) ●(2級造園施工管理技士) 小規模な造園工事の施工・監理。 (1級造園施工管理技士) 高度な専門知識を要する造園工事の施工・監理。 (関連資格) ○1件あたり500万円以上の造園工事を元請けで行う場合に必要とする業としての許可。 ○園地の築造工事を造園設計に基づき、適確、安全に施行可能。
一般廃棄物収集運搬業務	事業者である各施設管理者が管理する庁舎において発生した一般廃棄物について、収集運搬し、市町村等で設置している処分場に持ち込むまでの業務	(必須資格要件) ●一般廃棄物収集運搬業許可 (関連資格) ○一般廃棄物処分業許可 ○産業廃棄物収集運搬業許可 ○産業廃棄物処分業許可 ○特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 ○特別管理産業廃棄物処分業許可	(必須資格要件) ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項 (関連資格) ○同法第7条第6項 ○同法第14条第1項 ○同法第14条第6項 ○同法第14条の4第1項 ○同法第14条の4第6項	(必須資格要件) ●一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行う区域を管轄する市町村長の許可必要。 (関連資格) ○一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行う区域を管轄する市町村長の許可必要。 ○産業廃棄物収集運搬・処分業務の資格欄参照。 ○同上 ○特別管理産業廃棄物の収集及び運搬を業として行おうとする者は、当該業を行う区域を管轄する都道府県知事(中核市においては市長)の許可必要。 ○特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行う区域を管轄する都道府県知事(中核市においては市長)の許可必要。
産業廃棄物収集運搬・処分業務	各施設において発生する産業廃棄物についての収集運搬及び処分の業務	(必須資格要件) 次のいずれも満たす者であること。 ●産業廃棄物収集運搬業許可 ●産業廃棄物処分業許可 (関連資格) ○一般廃棄物収集運搬業許可 ○一般廃棄物処分業許可 ○特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 ○特別管理産業廃棄物処分業許可	(必須資格要件) ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項 ●同法第14条第6項 (関連資格) ○同法第7条第1項 ○同法第7条第6項 ○同法第14条の4第1項 ○同法第14条の4第6項	(必須資格要件) ●産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行う区域を管轄する都道府県知事(中核市においては市長)の許可必要。 ●産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行う区域を管轄する都道府県知事(中核市においては市長)の許可必要。 (関連資格) ○一般廃棄物収集運搬業務の資格欄参照。 ○同上 ○同上 ○同上